令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

　令和６年能登半島地震検証支援業務を事業者に業務委託するにあたり、「公募型プロポーザル方式」により、業務遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も適格な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

　※本事業の実施は、令和６年６月石川県議会での令和６年度６月補正予算の成立が

条件となる。

１　業務の概要

(1) 委託業務名

　　令和６年能登半島地震検証支援業務

(2) 委託業務の内容

　　「令和６年能登半島地震検証支援業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

　　契約締結日から令和７年３月３１日(月)まで

(4) 予算上限額

　　35,000千円(消費税及び地方消費税をはじめ、検証完了までに必要な一切の経費を含む。)

２　本プロポーザルへの参加資格

　　次の(1)から(8)に掲げる条件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第１１１条第２項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。

(3) 本県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていな

い、又は申立てがなされていない者であること。また、破産手続中の者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、更正手続き中の者でないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、再生手続中の者でないこと。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（８）共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに（１）～（７）の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

３　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ・参加申請の受付期間 | 公告の日から６月21日(金) |
| ・質問の受付期間 | 公告の日から６月24日(月) |
| ・質問の回答期限 | 令和６年６月27日(木) |
| ・企画提案書の受付期間 | 公告の日から７月３日(水) |
| ・審査委員会(企画提案書のプレゼンテーション) | 別途指示 |
| ・審査結果の通知 | 審査委員会終了後速やかに通知 |
| ・委託契約の締結 | 業務委託候補者との協議が整い次第 |
| ・業務の完了 | 令和７年３月31日(月) |

４　本プロポーザルへの参加申請

(1) 提出書類

　　本プロポーザルへの参加を希望する者(以下、「参加希望者」という。)は、２に定める参加資格を満たす者であることの確認を受けるため、次のアからエの書類を提出すること。

　　ア　「公募型プロポーザル参加申請書」(別紙1-1)

　　　　※共同企業体を構成する場合は、別紙1-2を提出すること。

　　イ　「参加申請者概要」(別紙２)

　　ウ　「誓約書」(別紙3-1)

　　　　※共同企業体を構成する場合は、別紙3-2、4-1、4-2を提出すること。

　　エ　法人の登記簿謄本の写し(本プロポーザルに係る公告日以降のもの)

(2) 提出期間

　　公告の日から令和６年６月21日(金)午後５時まで

(3) 提出先

　　14の担当部局

(4) 提出方法

　ア　14の担当部局に提出する旨を電話にて連絡した上で、上記(1)の書類を提出期間内(必着)に電子メールにより提出すること。なお、電話連絡は、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第１条第１項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、午前９時から午後５時までとする。

　イ　電子メールの件名は「令和６能登半島地震検証支援業務委託に係る参加申請（会社名）」とすること。

(5) 参加の辞退

参加申請後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに14の担当部局に電話にて連絡するとともに、「公募型プロポーザル参加辞退届」(別紙５)を電子メールにて届け出ること。

５　企画提案書

(1) 提出書類

　参加希望者又は本プロポーザルへの参加を認められた者(以下、「参加者」という。)は、別添「企画提案書作成要領」により企画提案書を作成し、提出すること。また、費用見積書（別紙７）を提出すること。（見積もりに係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意））

(2) 提出期間

　　公告の日から令和６年７月３日(水)午後５時まで

(3) 提出先

　　14の担当部局

(4) 提出方法

　ア　14の担当部局に提出する旨を電話にて連絡した上で、上記(1)の企画提案書を提出期間内(必着)に電子メールにより提出すること。なお、電話連絡は、県の休日を除く、午前９時から午後５時までとする。

　イ　電子メールの件名は「令和６年能登半島地震検証支援業務に係る企画提案書（会社名）」とすること。

(5) その他

　ア　参加希望者又は参加者は、２つ以上の提案を行うことはできない。

　イ　書類の提出後、その変更、追加、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、提出書類の確認の過程において、県が提案内容の明瞭化等の必要があると判断した場合は、この限りでない。

６　仕様書及び企画提案書に関する質問

(1) 質問方法

　ア　「質問書」(別紙６)に必要事項を記載し、14の担当部局宛に電子メールで提出のうえ、電話により到達の確認をすること。

　イ　電子メールの件名は、「令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る質問(会社名)」とすること。

(2) 受付期間

公告の日から令和６年６月24日(月)まで

なお、電話連絡は、県の休日を除く、午前９時から午後５時までとする。

(3) 回答方法

　　令和６年６月27日(木)までに14の担当部局のホームページに随時掲載する。

　　(https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/index.html)

ただし、参加希望者又は参加者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

７　企画提案書の審査

(1)審査は、令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、企画提案内容を評価したうえで、採点する方法とする。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション(質疑応答を含む)

ア　参加者は、上記(1)の審査委員会において、企画提案書に関するプレゼンテーションを行うものとする。

　イ　プレゼンテーションは、企画提案書提出期限の翌日以降に行うものとし、実施日程及び方法については、別途指定し参加者に通知する。応募者が多数（６者以上）のときは、審査委員会において企画提案書による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。

８　審査項目

|  |  |
| --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 の 着 眼 点 |
| 遂行能力 | ・類似事業の実績やノウハウ、業務遂行能力があること。 |
| 企画提案 | 具体性・妥当性 | ・提案に具体性・妥当性があること。 |
| ノウハウの活用 | ・成果を出すため、自社ノウハウを活用した確度の高い提案が示されていること。 |
| 目的意識 | ・事業の意図を理解した企画内容であり、目的達成に向けた明確な道筋が示されていること。 |
| 実施体制等 | ・業務実施体制が適切で、実施スケジュールにも無理がない内容となっていること。 |
| 見積価格 | ・経費の内訳が明確であり、妥当な業務価格であること。 |

９　業務委託先候補者の選定及び審査結果の通知

1. 審査委員会において、各審査員の合計点が最も高い参加者を業務委託先候補者として選定し、併せて次点者も選定する。
2. 各審査員の合計点が同点の場合は、上記８の評価項目のうち「遂行能力」において、各審査員の合計点が高い方の参加者を業務委託先候補者として選定する。

また、「遂行能力」における各審査員の合計点が同点の場合は、「企画提案」の各審査員の合計点が高い方の参加者を業務委託先候補者として選定する。

　なお、それでも業務委託先候補者が選定できない場合は、審査委員会において協議し選定する。

1. 審査内容については、公表しない。
2. 審査結果については、書面により全ての参加者へ通知する。
3. 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
4. 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

・企画提案書に虚偽の記載をした場合

・審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合

・参加する資格のない者が提案した場合

・その他、発注者が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

10　契約の締結

　　審査の結果、業務委託先候補者に選定された者と協議を行い、仕様書の内容及び委託契約額について合意ができた場合に随意契約を締結する。なお、業務委託先候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

11　契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

・提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

・受託者に重大な瑕疵がある場合

・業務遂行の意思が認められない場合

・業務遂行能力が無いと認められた場合

12　著作権等の取扱

（１）成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、石川県に帰属することとする。なお、成果品については仕様書で定めるものとする。

（２）第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、石川県が行う。

（３）権利関係の処理は以下のとおりとする。

・成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

・著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、石川県と受託者で協議の上、処理する。

13　その他留意事項

　・公募型プロポーザル参加申請書の提出を以って、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。

　・公募型プロポーザル参加申請書及び企画提案書並びに契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

　・提出書類の作成及びプレゼンテーションに要する費用は、参加希望者及び参加者の負担とする。

・参加希望者及び参加者から提出された書類等は返却しない。また、本プロポーザルの提案内容及び個人情報等は、本プロポーザルのみに使用し、参加希望者及び参加者の承諾なしに第三者に提供しない。

・提出された書類等は、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。

・委託契約額は、企画提案書の見積金額がそのまま採用されるのではなく、委託先候補者との協議により仕様書を確定した後に決定する。

・必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

・本プロポーザルに際し、本県に提出・届出する電子データのファイルは、すべてPDF形式とすること。なお、ファイルは、数個のファイルに分け提出することも可とするが、企画提案書については、ファイルの構成順番が分かるようファイル名を工夫すること。

14　問合せ先

　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地(行政庁舎６階)

　　石川県危機管理監室危機対策課

　　電　話　076-225-1482

　　E-mail　e170700@pref.ishikawa.lg.jp

 ※電話及び口頭による質問は受け付けない。

**公募型プロポーザル参加申請書**

**(令和６年能登半島地震検証支援業務委託)**

令和　　年　　月　　日

石川県知事　　様

(参加希望者)

住　所

法人名

代表者

令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(担当者)

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |

（共同企業体用）

**公募型プロポーザル参加申請書**

**(令和６年能登半島地震検証支援業務委託)**

令和　　年　　月　　日

石川県知事　　様

住所（所在地）

※共同企業体の代表者が記入

商号または名称

代表者役職名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　 印

　令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る企画提案に参加を希望します。

＜代表団体＞

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 担当者 | 氏名（フリガナ） |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

＜構成員＞

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 担当者 | 氏名（フリガナ） |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |

注１）構成員欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注２）代表団体、すべての構成員について、別紙２を提出すること。

**参加申請者概要**

令和　　年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 | 本社 | 〒電話番号 |
| 県内支社等 | 〒電話番号 |
| 資本金 |  |
| 従業員数 | 本社 |  |
| 県内支社等 |  |
| 業務内容 |  |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 担当者 | 所属 |  |
| 氏名 |  |

* 企業・団体のパンフレット(会社概要等)を添付すること。
* 記入欄が不足する場合は、別紙に記入の上、添付すること。
* 共同企業体にあっては代表者及びすべての構成員について提出すること。

**誓　約　書**

**(令和６年能登半島地震検証支援業務委託)**

令和　　年　　月　　日

石川県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(参加希望者)

住　所

法人名

代表者

令和６年能登半島地震検証支援業務に係る企画提案公募に参加するにあたり、本誓約書に基づく義務を負うことを確認し、加えて次のとおり誓約いたします。

記

　（１）石川県知事の審査を受け、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第１１１条第２項の規定による資格者名簿に契約締結までに登録が予定されていること。

　（２）地方自治法施行令第167条の４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。

　（３）国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。

　（４）銀行取引停止処分を受けていない者であること。

　（５）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

　（６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

（共同企業体用）

誓約書

令和　　年　　月　　日

　石川県知事　　様

共同企業体の名称：

【代表者】住所（所在地）

商号または名称

代表者役職名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 印

【構成員】住所（所在地）

商号または名称

代表者役職名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 印

（以下、構成員を列記）

　このたび、令和６年能登半島地震検証支援業務に係る企画提案募集に参加するため、委託業務共同企業体を結成しましたので、業務受託に関しては連携して行うものとし、委託業務共同企業体協定書を提出します。

　受託業務について、委託業務共同企業体協定書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

　なお、代表者及び構成員に関して、本誓約書に基づく義務を負うことを確認し、加えて次のとおり誓約いたします。

記

　（１）石川県知事の審査を受け、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第１１１条第２項の規定による資格者名簿に契約締結までに登録が予定されていること。

　（２）地方自治法施行令第167条の４の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。

　（３）国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。

　（４）銀行取引停止処分を受けていない者であること。

　（５）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

　（６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

（共同企業体用）

委　任　事　項

１　令和６年能登半島地震検証支援業務に関し、当共同企業体を代表して、委託者である石川県危機管理監室危機対策課と折衝する権限

２　入札及び見積りに関する一切の権限

３　契約に関する一切の権限

４　委託代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限

５　その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

|  |
| --- |
| 使　用　印 |

（共同企業体用）【例示】

※●（黒丸）には適宜文言を記載すること

委託業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　石川県発注に係る、令和６年能登半島地震検証支援業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の受託

　(２)　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●●●共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の住所）

第３条　共同企業体は、事務所を●●●●●に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同企業体は、令和●●年●●月●●日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　共同企業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住所（所在地）

　　商号又は名称

　　代表者役職名

　　代表者氏名

　　住所（所在地）

　　商号又は名称

　　代表者役職名

　　代表者氏名

　（以下、構成員を列記）

（代表者の氏名）

第６条　共同企業体は、●●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約、委託料（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　共同企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第10条　共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、共同企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

（構成員の除名）

第12条の２　共同企業体は、構成員のいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第13条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散

した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第14条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第15条　共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　●●外●●社は、上記のとおり、令和６年能登半島地震検証支援業務の受託に係る共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者役職名

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者役職名

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　(以下、構成員を列記)

※共同企業体にあっては代表者が記載すること。

**公募型プロポーザル参加辞退届**

**(****令和６年能登半島地震検証支援業務委託)**

令和　　年　　月　　日

石川県知事　　様

(参加希望者又は参加者)

住　所

法人名

代表者

令和　年　　月　　月付けで申請した令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る公募型プロポーザルについては、都合により参加を辞退します。

**質　問　書**

令和　　年　　月　　日

石川県知事　　様

(参加希望者)

住　所

法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (担当者)

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |

令和６年能登半島地震検証支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

|  |
| --- |
| 質　問　内　容 |
|  |

　　　　　　　　　　　　　※共同企業体にあっては代表者が記載すること。

費　用　見　積　書

令和　　年　　月　　日

　石川県知事　様

住所（所在地）

商号または名称

代表者役職名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 印

　令和６年能登半島地震検証支援業務についての見積りを下記のとおりとします。

記

 見積価格：　　　　　　　　　　　　　円

（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積りに係る積算内訳を別途添付すること。（様式任意）

（注）内訳には積算根拠（単価、数量、回数、人数等）を具体的に記入すること。